

京都市環境保全資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第57号

京都市環境保全資金融資規則の一部を改正する規則

京都市環境保全資金融資規則の一部を次のように改正する。

第1条中「工場若しくは事業場（以下「工場等」という。）における施設の設置若しくは改善，工場等の移転，低公害自動車の購入等」を「太陽エネルギー利用設備若しくは電気自動車充電設備の設置又は屋上等緑化措置」に改める。

第2条第2項を削り，同条第3項を同条第2項とし，同条第4項から第6項までを削り，同条第7項を同条第3項とし，同条第8項中「電気自動車等に係る専用の充電設備」を「道路運送車両法第3条に規定する普通自動車，小型自動車，軽自動車，大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって，電気を動力源とするものに充電するための設備」に改め，同項を同条第4項とし，同条第9項中「（別に定める基準に適合するものに限る。）」を削り，同項を同条第5項とする。

第3条中「または」を「又は」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「の各号（太陽エネルギー利用設備の設置に要する資金（以下「太陽エネルギー利用設備資金」という。），電気自動車充電設備の設置に要する資金（以下「電気自動車充電設備資金」という。）又は屋上等緑化措置に要する資金（以下「屋上等緑化措置資金」という。）の融資を受けようとする者にあつては，第1号，第3号及び第4号）」を削り，同項第1号中「に工場等」を「に事業場」に，「当該工場等」を「当該事業場」に改め，同項第2号を削り，同項第3号を同項第2号とし，同項第4号を同項第3号とする。

第7条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条各号を次のように改める。

- (1) 太陽エネルギー利用設備の設置に要する資金（以下「太陽エネルギー利用設備資金」という。）
- (2) 電気自動車充電設備の設置に要する資金（以下「電気自動車充電設備資金」という。）
- (3) 屋上等緑化措置に要する資金（以下「屋上等緑化措置資金」という。）

第8条本文中「設備資金，アスベスト対策資金，フロンガス対策資金及び」及び「移転

資金にあつては50,000,000円、低公害自動車購入資金及び」を削り、同条ただし書を削る。

第9条第1項中「低公害自動車購入資金及び」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 融資資金の利率は、年1.5パーセントとする。

第9条第4項及び第5項を削る。

第10条中「、または連帯保証人を立て」を削る。

第11条第2号中「環境保全計画書」を「計画概要書」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「工場等」を「事業場」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第13条の見出し中「着工・購入届」を「着工届」に改め、同条第1項中「又は低公害自動車の購入に係る契約を締結したうえ、着工・購入届」を「着工届」に改め、同条第2項中「(低公害自動車購入資金に係る融資にあつては、当該低公害自動車)」を削り、「環境保全計画書及び同条第3号に掲げる設計図」を「計画概要書」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「融資に係る環境の保全に関する計画」を「第11条第2号に掲げる計画概要書の内容」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「又は低公害自動車」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号を削り、同条第6号を同条第4号とする。

第18条中「この規則において別に定めることとされている事項及び」を削る。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

融資の種別	<input type="checkbox"/> 設備資金	<input type="checkbox"/> フロンガス対策資金	
	<input type="checkbox"/> 移転資金	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金	
	<input type="checkbox"/> アスベスト対策資金	<input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備資金	
	<input type="checkbox"/> 低公害自動車購入資金	<input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置資金	
資金の用途			
環境の保全に要する総経費	円	自己負担の経費	円

を

工場又は事業場の所在地			

融資の種類別	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金 <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備資金 <input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置資金		
工事に要する総経費	円	自己負担の経費	円
事業場の所在地			

改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第11条関係）

計 画 概 要 書

事業場		所在地
		名称 電話 —
設置する設備	名称及び型式	
	使用開始予定 年月日	年 月 日
工事請負人		住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあつては、名称及び代表社名） 電話 —
着工予定年月日		年 月 日
完了予定年月日		年 月 日
計画の概要		
植栽の概要		

注1 この計画概要書には、設置する設備の概要を記載した書類を添付してください。

2 植栽の概要の欄は、屋上等緑化措置資金の場合以外の場合、記入する必要はありません。

第3号様式注以外の部分中

「

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 設備資金 | <input type="checkbox"/> フロンガス対策資金 |
| <input type="checkbox"/> 移転資金 | <input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金 |
| <input type="checkbox"/> アスベスト対策資金 | <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備資金 |
| <input type="checkbox"/> 低公害自動車購入資金 | <input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置資金 |

を

」

「

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金 |
| <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備資金 |
| <input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置資金 |

に改める。

」

第4号様式注以外の部分中

「

着工
届
購入

届

を「着工届」に、「あて先」を「宛先」に、

」

「

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 公害防止施設の設置 |
| <input type="checkbox"/> 公害防止施設の改善 |
| <input type="checkbox"/> 移転に伴う用地の購入 |
| <input type="checkbox"/> 移転に伴う建物の購入 |
| <input type="checkbox"/> 移転に伴う建物の建築 |
| <input type="checkbox"/> アスベスト対策工事 |
| <input type="checkbox"/> 低公害自動車の購入 |
| <input type="checkbox"/> フロンガス対策施設の設置 |
| <input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備の設置 |
| <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備の設置 |
| <input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置 |

を

」

- 「
- 太陽エネルギー利用設備の設置
 - 電気自動車充電設備の設置
 - 屋上等緑化措置
- 」

に改め、「又は売主」を削

り、同様式注2を削り、同注1を同注とする。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

- 「
- 公害防止施設の設置
 - 公害防止施設の改善
 - 移転に伴う用地の購入
 - 移転に伴う建物の購入
 - 移転に伴う建物の建築
 - アスベスト対策工事
 - 低公害自動車の購入
 - フロンガス対策施設の設置
 - 太陽エネルギー利用設備の設置
 - 電気自動車充電設備の設置
 - 屋上等緑化措置
- 」

を

- 「
- 太陽エネルギー利用設備の設置
 - 電気自動車充電設備の設置
 - 屋上等緑化措置
- 」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市環境保全資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みがなされる融資資金について適用し、同日前に融資の申込みがなされた融資資金については、なお従前の例による。

(環境政策局環境企画部環境管理課)